

## 会津大学教員のテニユア・トラック制に関する規程

(平成20年10月 1日規程第 4号)  
改正 平成27年 4月 1日規程第28号  
改正 平成29年 2月22日規程第31号  
改正 2021年 5月31日規程第 4号

### (目的)

第1条 この規程は、優れた教育研究を行う能力及びその資質を有する教員の確保を図るため、会津大学教員に対して導入するテニユア・トラック制に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) テニユア

定年制適用教員としての身分をいう。

(2) テニユア・トラック制

テニユア・トラック期間満了時までにはテニユアの獲得に係る資格審査を行い、可とされた会津大学教員についてテニユアを付与する制度（不可となった場合は、テニユア・トラック期間満了をもって退職する制度）をいう。

(3) テニユア・トラック教員

テニユア・トラック制により任用された会津大学教員をいう。

(4) テニユア・トラック期間

テニユア・トラック教員として任用されてからテニユアを獲得するまでの期間（テニユアを獲得できなかった場合は、当該任期が満了するまでの期間）をいう。

### (テニユア獲得の資格審査基準等)

第3条 テニユア獲得の資格判定は、別に定めるテニユア獲得に係る資格審査基準等に基づき、人格及び教育、研究、大学運営、地域貢献の各業績等を勘案して、総合的に行うものとする。

### (対象となる教員)

第4条 テニユア・トラック教員として任用する会津大学教員は、公立大学法人会津大学職員就業規則（平成18年4月1日規程第36号）第2条第2項に規定する教員であって、平成20年10月1日以降に任用された者とする。ただし、会津大学教員の任期に関する規程（平成18年4月1日規程第53号）に基づき任用された者については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、教授の職にあつて特に認められた場合については、テニユア・トラック制の対象外として任用することができる。

### (テニユア・トラック期間)

第5条 テニユア・トラック期間は、3年とする。

### (同意及び説明責任)

第6条 テニユア・トラック教員を任用する場合は、書面により、任用される者の同意を得なければならない。

2 理事長は、前項の同意を得る場合には、テニユア・トラック教員として知っておくべき事項について、あらかじめ説明しなければならない。

(職務計画書の提出)

第7条 テニユア・トラック教員は、任用後6月以内に職務計画書を作成の上、会津大学学内運営組織等に関する規程(平成18年4月1日規程第10号)第2条第2項の部局長(以下「部局長」という。)の承認を得て、理事長に提出しなければならない。

(テニユア獲得資格審査の申請)

第8条 テニユア獲得の資格審査を受けようとするテニユア・トラック教員は、申請書を作成の上、部局長を経由して、理事長に申請しなければならない。

2 資格審査の申請は、テニユア・トラック期間が満了する9か月前までに行わなければならない。

(審査委員会の設置及び職務)

第9条 テニユア獲得に係る資格審査に当たっては、理事長は部局長会議に提議し、資格審査する教員ごとに、テニユア審査委員会(以下、「委員会」という。)を設ける。

2 委員会は、テニユア・トラック教員の人格及び教育、研究、大学運営、地域貢献の各業績等を審査し、その結果を部局長会議に提議する。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、主としてテニユア・トラック教員の任用に係る教員選考委員会の構成員からなる5名の委員で組織する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会の会議を主宰し、会務を総理する。

(テニユア獲得の資格判定)

第11条 テニユア獲得の資格判定は、部局長会議の議決を経て、理事長が行うものとする。

2 前項の議決は、出席構成員の5分の3以上の同意を要するものとする。

3 テニユア獲得の資格判定は、原則として、テニユア・トラック期間が満了する6月前までに終えるものとし、その結果について、速やかに当該教員に通知するものとする。

(テニユア・トラック期間の再設定)

第12条 テニユア獲得の資格判定において必要と認められる場合は、第5条のテニユア・トラック期間満了後、3年以内の期間を定めて、再度、テニユア・トラック期間を設けることができる。

2 前項に規定するテニユア・トラック期間の再設定は、1回に限るものとする。

3 テニユア・トラック期間中に、一般公募制度により上位の職に採用される場合は、テニユア・トラック期間の経過期間に関わらず、第5条に規定する期間を再設定するものとする。

4 第7条から第11条までの規定は、第1項及び第3項のテニユア・トラック期間を再設定された場合について準用する。

(雑則)

第13条 この法人規程に定めるもののほか、会津大学教員のテニユア・トラック制に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この法人規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この法人規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この法人規程は、2021 年 10 月 1 日から施行する。

## テニユア獲得に係る資格審査基準等

会津大学教員のテニユア・トラック制に関する規程第3条に規定するテニユア獲得に係る資格審査基準等について、下記のとおり定める。

### 記

#### 1 資格審査項目

資格審査項目については、人格及び教育、研究、大学運営、地域貢献の各業績等とする。

#### 2 資格審査の観点

教育、研究、大学運営及び地域貢献の専門能力を有しているか、などについて審査する。

なお、主な専門能力の審査の観点を挙げると、次のとおりである。

##### ○ 専門能力の審査の観点

##### 1 明確さ、目標との整合性

- ・ 明確な目標、目的が設定されているか。
- ・ 研究の基本となる問いが明確に述べられているか。
- ・ 目標のもとに公平な評価が行われているか。 など

##### 2 現存する知識の精通度

- ・ 十分備えているか。 など

##### 3 方法や資源の適切な利用

- ・ 論理や方法が注意深く構築されているか。 など

##### 4 効果的なコミュニケーション

- ・ 効果的な口頭及び論文発表のスキルがあるか。
- ・ 知識を教室、実験室など以外で一般人にわかる言葉で伝えることができるか。 など

##### 5 結果の重要性

- ・ 目標が達成されているか。
- ・ 他者へのインパクトはあるか。
- ・ 同僚や複数の信頼できる情報源によって評価されているか。 など

#### 3 資格審査基準

資格審査の評定は、教育、研究、大学運営及び地域貢献の各項目ごとに3段階（A、B、C）で行い、さらに人格等を勘案して、総合的に行うこととする。

(様式1)

年 月 日

公立大学法人会津大学理事長 様

職・氏名

印

私は、テニユア・トラック期間の職務計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 テニユア・トラック期間  
年 月 日～ 年 月 日 (3年間)
- 2 職務計画書 (※テニユア・トラック期間の目標や目的を含めて自己の職務を概観し、教育、研究、大学運営及び地域貢献等において、自分が達成したりこれから目指したい知識への寄与について、述べてください。)

(様式2)

年 月 日

公立大学法人会津大学理事長 様

職・氏名

印

テニユア獲得資格審査申請書

私は、下記の書類を添えて申請します。

記

1 テニユア・トラック期間

年 月 日～ 年 月 日 (3年間)

2 添付書類

- (1) 業績調書 (※職務計画書を踏まえ、テニユア・トラック期間に係る業績について、述べてください。)
- (2) その他業績を証明する資料 (※必要があれば添付してください)
- (3) 職務計画書 (写し)